特定公契約業務の実施についての覚書

甲が東京都北区から受注している東京都北区公契約条例で定める特定公契約に係る業務を乙が実施するにあたり、乙は下記の①～②の事項について合意し、次のとおり覚書を締結する。

①甲は、乙に東京都北区公契約条例の趣旨、乙が遵守すべき事項等を周知し、乙はそれらを確認すること。

②本業務の実施に当たって、乙が他社と契約を締結する場合は、東京都北区公契約条例で定める特定公契約であること、東京都北区公契約条例の趣旨及び当該他社が遵守すべき事項等を周知すること。

　　　　　年　　　　月　　　　日

甲

乙